

官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止報告書

平成27年3月

官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会

目 次

はじめに	1
1 原因の究明	2
2 現行制度の検証	2
3 再発防止に向けた対応	3
別紙1 不正の事実とその原因・理由	5
別紙2 施設修繕業務における制度等の検証	6
別紙3 再発防止に向けた対応	8
資料1 事件の概要	9
資料2 事件発覚後の経過	11
資料3 本事案における不正の事実	13
資料4 全庁内部点検（都市局所管の公園施設修繕を除く）の結果	16
資料5 都市局所管の公園施設修繕の内部調査の結果	18
資料6 第三者である有識者の意見聴取	20
参考1 関係職員の処分等	22
参考2 官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会設置要綱及び委員名簿	23

はじめに

昨年10月、本市職員が、平成21年度の修繕業務を背景とした官製談合防止法違反等の容疑で逮捕・起訴されるという重大な不祥事が発生しました。

このような行為は、全体の奉仕者として法を守り市民の模範となるべき公務員としてあるまじきことであり、市民の皆様にあらためてお詫びを申し上げます。

本市の修繕業務に関しては、平成22年度に職員が収賄容疑で逮捕・起訴されたことや平成24年度に正規な手続きを経ずに年度繰越等を行っていた不適正な事務処理があり、その都度、契約制度や執行管理体制の見直しを図るとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいりました。こうした適正な事務執行へ向けた歩みを重ねているなかで、過去に行われていた不正が明らかになったことは、誠に残念でなりません。

本市では、これまでの適正な事務執行へ向けた歩みを確固たるものとするため、「官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会」を設置し、このたびの不正事件の原因の究明と施設修繕等の事務処理に係る現行制度の検証を行うとともに、客観的な視点を反映させるため、第三者である有識者から意見を聴取し、それらに基づいて再発防止に向けた取組を検討しました。

この結果、「1 現行制度の運用において徹底・強化を図る」こと、「2 職員のコンプライアンス意識や管理職のマネジメント力の更なる向上を図る」こと、「3 不正を起こさせない職場づくりに取り組む」ことを三つの大きな柱として取り組むことといたしました。

今後は、再発防止に向けた対応に掲げた内容を着実に実行していくことで、市民の皆様から真に信頼される市政の実現を図ってまいります。

平成27年3月4日

官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会

本報告書では、委員会として協議した「原因の究明」、「現行制度の検証」及び「再発防止策に向けた対応」の要旨を冒頭に記載し、それぞれの具体的な内容は別紙1～3に整理した。

また、これらの協議の前提とした「事件の概要」等の事実関係等については、資料1～6として添付した。

1 原因の究明

委員会では、まず、今回の官製談合防止法違反等の事件（資料1 P9参照）に関して裁判で明らかになった不正の事実をもとに、後に懲戒免職処分とした元職員Aが、それぞれなぜそうした不正を行ったのかという原因を分析した。

具体的には、「別紙1 不正の事実とその原因・理由」（P5）のとおり整理した。

元職員Aが不正を行った原因・理由は、元職員Aのコンプライアンス意識の欠如と、当時の上司の管理監督者としての管理が不十分であったということに集約されるものと言える。

2 現行制度の検証

今回の事件は概ね5年前に発生した事案であるが、本市においてはその後、契約制度等の大幅な見直しを行ってきているところである。したがって、万一、今回の事件と同じ不正が行われようとした場合に、現在の制度等において防ぐことができているのかについて、裁判における不正の事実と、それが行われたことを示す具体的な事実、いわゆる不適正な事務処理等として認められたことについて、検証を行った。

検証結果については、「別紙2 施設修繕業務における制度等の検証」（P6）のとおりである。

現行制度においては、チェック機能の強化等、大幅な制度の見直しや制度を徹底するための研修・マニュアル等の充実が図られており、これらの制度等が有効に機能すれば、当時と同様の不正は基本的には防ぐことができると考えられる。したがって、必要な対応としては、基本的には「継続」もしくは「引き続き制度の徹底を図っていく」とした。これは、制度そのものの見直しはしないが、制度があってもこれを運用する職員がその内容や意義を十分理解していなければ形骸化を招きかねないことから、職員に対する制度の理解度を高めることを徹底していくものである。

なお、次の2点については強化を図るものとした。

一つは、修繕の履行に際して修繕記録（写真）を必須書類としていないことから、内部点検等において履行箇所の事後確認が出来ないケースがあったため、履行の事後検証を可能とする方策を講じるものである。

もう一つは、職員のコンプライアンス意識向上の取組において、今回の事案のような契約事務に関する不正（官製談合・収賄等）を防止するための研修等の実施は必ずしも十分ではないことから、契約事務に関する不正防止をはじめ、職員のコンプライアンスを徹底する方策を講じるものである。

3 再発防止に向けた対応

前述のとおり、現行制度下においては、当時と同様の不正は基本的には防ぐことができると考えられる。また、元職員Aが不正を行った原因・理由は、前記1のとおり、元職員Aのコンプライアンス意識の欠如と、当時の上司の管理監督者としての管理が不十分であったことに集約される。

こうした今回の原因究明と現行制度の検証結果を踏まえると、制度があっても、その運用が徹底されていなかったり、運用する職員の意識が希薄であっては意味を成さないことから、今後は「現行制度の運用において、徹底・強化を図る」こと、「職員のコンプライアンス意識や管理職のマネジメント力の更なる向上を図る」ことが重要である。

さらに第三者である有識者としてお招きした埼玉大学の齋藤教授から、“制度と人をつなぐのは組織であり、組織として不正を起こさせない雰囲気づくりをすることが重要”との意見（資料6 P20参照）があったことを踏まえ、「不正を起こさせない組織づくりに取り組む」ことを加えた、3つの大きな方針のもとに、具体的な取り組み（「別紙3 再発防止に向けた対応」（P8））を行っていくこととした。

まず、「**1 現行制度の運用において、徹底・強化を図る**」ために、5つの具体的な対応を行っていく。

一つ目は、「修繕記録（写真）の必須書類化」で、履行確認における事後検証の対策として、修繕記録（写真）を検査書類の添付書類とし、契約書等と共に保存することにより、業務の履行履歴を明らかにできるようにする。

二つ目は、「適正に契約事務を執行するための制度の徹底」で、部長が事業の適正性を確認すること、職員が業務発注時の部長承認の意義を理解し、業務執行時にチェックリストを活用することについて徹底するため、毎年度当初に庁内通知を行っていく。

三つ目は、「再任用職員の活用による業務進捗管理とチェック体制の補完」で修繕業務の進捗管理と組織的なチェック体制を補完させるため、豊富な業務経験を持った再任用職員の配置について充実を図る。

四つ目は、「さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針の徹底」で、企業等との禁止行為や企業等を執務室内に立ち入らせないことなどの執務環境の整備等を規定した「さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針」を徹底させるため、定期的に周知を行う。

五つ目は、「施設修繕の監査対象を拡大」で、金額の制限を設けず、すべての施設修繕を対象として抽出し、工事監査を実施する。

また、「**2 職員のコンプライアンス意識や管理職のマネジメント力の更なる向上を図る**」ため、5つの具体的な対応を行っていく。

一つ目は、「官製談合防止マニュアルの整備」で、官製談合防止法の知識向上や具体的な対応策をまとめたマニュアルを作成し、庁内周知を図る。

二つ目は、「官製談合防止に関する研修の拡充」で、官製談合防止を徹底するため、具体的な事例から対応策や法令知識等を学ぶことのできるDVDを活用した研修について、受講対象を広げて実施する。

三つ目は、「業者対応自己点検シートによる面接実施」で、契約事務を所掌する所管における職員の業者対応に関するチェックシートを作成し、職員がセルフチェックを行うとともに、その結果に基づいて所属長等が面接を行う。

四つ目は、「コンプライアンス・ハンドブックの充実」で、コンプライアンス・ハンドブックに、官製談合防止に係る不祥事事例や具体的な法令知識等の内容を追加、その活用を図る。

五つ目は、「管理職のマネジメント強化」で、管理職を対象として、所属職員に対する指導力や組織におけるコンプライアンス向上の取組等のマネジメントを強化する研修を実施する。

さらに、「**3 不正を起こさせない職場づくりに取り組む**」ため、2つの具体的な対応を行っていく。

一つ目は、「局区における主体的なコンプライアンスの取組強化」で、局区における主体的なコンプライアンスの取組に関して、庁内での情報共有を図り、それぞれの取組を強化する。

二つ目は、「コンプライアンス・リーダーの養成」で、各所属において、コンプライアンスを日常的に徹底する組織風土を根付かせるコンプライアンス・リーダーを養成する。

以上、3つの基本方針のもと、有識者のご意見も踏まえながら、12の取組を早急かつ着実に実施することで、一日も早く市民から信頼される行政運営に努めていくものである。

不正の事実とその原因・理由

不正の事実	左の事項の原因	左の理由	左の理由
①平成20年度に発注した荒川彩湖公園の複合遊具の修繕について、施設修繕の履行が完了していないにもかかわらず虚偽の支払い書類を作成し、行使した。	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設修繕業務の執行の際に必要な河川法の許可を受けてない旨を河川管理者から指摘され、施設修繕業務が停止したにもかかわらず、適正な対応をしなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川法の許可手続きを後回しにし、業務が完了したように装った。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の公務員として当然有すべき倫理観、コンプライアンス意識が欠如していた。
	<ul style="list-style-type: none"> 上司の管理監督職として、本来行うべき業務の執行管理が十分でなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 元職員は、修繕業務契約は変更できないものであり、また予算は年度内に執行し支払わなければいけないと思っていた。 上司の管理監督職から明確な指示がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の業務知識が不足しており、業務の優先順位も認識していなかった。 管理監督者が業務の進行管理を行っていなかった。
【虚偽有印公文書作成・同行使】 ②平成21年度に発注した荒川彩湖公園の複合遊具の修繕について、施設修繕が実施されていないにもかかわらず、虚偽の支払い書類を作成し、行使した。	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設修繕業務の予算が残ってしまうことから、執行することを考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務の不手際を隠す必要があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の公務員として当然有すべき倫理観、コンプライアンス意識が欠如していた。
	<ul style="list-style-type: none"> 上司の管理監督職として、本来行うべき業務の執行管理が十分でなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 上司の管理監督職から明確な指示がなかった。 上司が管理監督職としての職責を認識していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督者が業務の進行管理を行っていなかった。 管理監督者のコンプライアンス意識の欠如、責任意識が希薄だった。
【官製談合防止法違反】 ③平成21年度の荒川彩湖公園の複合遊具修繕費を執行するにあたり、秘密事項を教示するなどの入札等の公正を害すべき行為を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 前年と同じ業者に受注させたかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度と同じ業者が受注しないと、前年度の修繕が履行されていないことが露呈してしまうと考えて、前年度の修繕が完了していない不手際を隠そうとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の公務員として当然有すべき倫理観、コンプライアンス意識が欠如していた。
【収賄】 ④本市が発注する業務が受注できるように便宜を受けたこと及び今後も同様に取り計らいを受けたいとの趣旨を知りながら、カーポート等の設置工事代金の支払いの免除を受けた。	<ul style="list-style-type: none"> 現場管理も適切で気配りができる（使いやすかった）会社であったことから、修繕業務の発注について便宜を図っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者選定業務を1人で担当し、任意の業者選定を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督者が必要なチェックを怠っていた。
	<ul style="list-style-type: none"> 私的な業務（本人宅のカーポート等の施工）を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> この業者から時々昼食を御馳走になるといった不適切な関係にあった。 代金を支払えば、問題ないと考えていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約事務に携わる職員として、当然有すべき倫理観が欠如していた。 職員の公務員として当然有すべき倫理観、コンプライアンス意識が欠如していた。

施設修繕業務における制度等の検証

不正の事実	具体的な事実	当時（平成22年度以前）の制度等	現行制度等	検証結果	必要な対応						
<p>【虚偽有印公文書作成・同行使】</p> <p>施設修繕の履行が完了していないにもかかわらず虚偽の支払い書類を作成し支払いをした。</p>	<p>・完了検査を実施していないのに、完了報告書に、完了確認印が押印されており、支払処理がされた。</p>	<p>・施設修繕に特化した検査の規定がなく、地方自治法やさいたま市契約規則による検査を実施していた。</p> <p>・所管課のみで検査（完了の確認）を行っていた。</p>	<p>・施設修繕検査要綱を制定し、契約金額100万円以上は、指定検査員（部内他課長等）による検査としている。</p> <p>・施設修繕契約履行評定表により検査を実施し、契約履行確認検査評定伺及び施設修繕完了検査調書により所管部長への報告（契約金額30万円以上）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">契約金額</th> <th style="width: 85%;">検査員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100万円未満</td> <td>主管課長又は主管課長が指定する所属の主査級以上の職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円以上</td> <td>所管部長が指定する部内他課長又は他課長が指定する所属の主査級以上の職員</td> </tr> </tbody> </table>	契約金額	検査員	100万円未満	主管課長又は主管課長が指定する所属の主査級以上の職員	100万円以上	所管部長が指定する部内他課長又は他課長が指定する所属の主査級以上の職員	<p>・部内他課長等による検査の実施（クロスチェック）、検査結果の部長への報告など、所管課以外の関与があり、検査の適正化が図られているが、修繕記録（写真）を必須書類としていないことから、履行箇所の事後確認が出来ないケースがある。</p>	<p>引き続き制度の徹底を図っていく。 また、履行の事後検証を可能とする方策を講じる。</p>
		契約金額	検査員								
100万円未満	主管課長又は主管課長が指定する所属の主査級以上の職員										
100万円以上	所管部長が指定する部内他課長又は他課長が指定する所属の主査級以上の職員										
<p>・支払審査時での履行確認については、完了報告書で確認していた。</p>	<p>・契約履行確認検査評定伺（施設修繕契約・完了検査用）の写しを支出命令書に添付することを義務化。</p>	<p>・履行確認検査結果を契約履行確認検査評定伺（施設修繕契約・完了検査用）によって、所管部長への報告を義務付けており、履行確認の信頼性が確保されている。</p>	継続								
	<p>・執行伺の起案文書など、作成すべき書類が作成されていなかった。</p>	<p>・具体的な必要書類や手順を明示するなど施設修繕に特化したマニュアル等の規定がなかった。</p> <p>・担当職員が必要書類を十分把握しないまま事務処理を行ってしまう可能性があった。</p> <p>・文書管理システムによる処理（執行伺）と財務会計システムによる処理（契約伺）が混在していた。</p>	<p>・施設修繕に関する各種要綱等の整備。</p> <p>・事務処理手順の整備（契約事務の手引）。</p> <p>・施設修繕契約事務に係る書類や事務手続を確認するためのチェックリスト活用の義務化（支出負担行為伺書（執行伺）の決裁への添付）。</p> <p>・財務会計システムによる支出負担行為伺書（執行伺・契約伺）の整備（この処理をしないと支出命令書が起案できない）。</p>	<p>・手続きに必要な書類の作成漏れを防止できている。</p>	<p>引き続き制度の徹底を図っていく。</p>						
		<p>・契約金額1000万円以上について工事監査を実施。</p>	<p>・契約金額30～100万円について工事監査を実施。</p>	<p>・他課の関与が少ない案件を工事監査の対象とすることで、適正な事務執行が確保されている。</p>		<p>引き続き制度の徹底を図っていく。</p>					
	<p>・履行完了の見込みのない年度末発注がされていた。</p>	<p>・施設修繕を所管する所属長が発注の時期を判断していた。</p>	<p>・支出負担行為伺書（修繕・執行伺）の部長承認の導入（執行予定額30万円以上）。</p>	<p>・予算執行、履行内容、履行期間の設定、不適正な繰越し、意図的な分割等の確認体制が強化されている。</p>	<p>引き続き制度の徹底を図っていく。</p>						
<p>【官製談合防止法違反】</p> <p>秘密事項を教示するなどの入札等の公正を害すべき行為を行った。</p>	<p>・入札・見積結果表がないなど、入札執行の方法が不明であった。</p>	<p>・施設修繕に特化したマニュアル等の規定がなかった。</p>	<p>・施設修繕を所管する部筆頭課による入札執行</p> <p>・当該施設修繕の契約事務に関係しない主査相当職以上の入札執行の立会い</p>	<p>・部筆頭課による入札執行や契約事務に関係しない職員（第三者）の立会いにより、入札執行の適正化が図られている。</p>	継続						
		<p>・上司が担当者1人に業務を担当させて適正に執行管理を行っていないかった。</p>	<p>・業務の執行管理を行うためのガイドライン等がなかった。</p>	<p>・施設修繕進行管理台帳を例示し、進行管理を行うことを推奨。</p> <p>・課長職実務合同研修の実施。</p>	<p>・管理職の適正な業務執行をサポートする体制が整備されている。</p>	<p>引き続き制度の徹底を図っていく。</p>					

不正の事実	具体的な事実	当時（平成22年度以前）の制度等	現行制度等	検証結果	必要な対応
【収賄】 カーポート等の設置工事代金の支払いの免除を受けた。	<ul style="list-style-type: none"> 特定の業者に偏った業者選定が行われていた。 <p>全体に占める受注件数割合</p> <p>平成21年度 21%</p> <p>平成22年度 19%</p> <p>平成23年度 21%</p> <p>平成24年度 6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所管課の裁量による特定業者に偏った指名業者の選定が可能であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約課による業者選定（執行予定額100万円以上）。 契約方法及び業者選定等について部長承認の導入（執行予定額30万円以上）。 建設工事等請負業者審査選定委員会による審査等（執行予定額500万円以上）。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約課等（第三者）による業者選定、部長承認により、特定業者への偏りを防止できている。 	引き続き制度の徹底を図っていく。
	<ul style="list-style-type: none"> 業務上で関わりのある業者に、私的な業務（本人宅のカーポート等の施工）を依頼した。 時々、業者から昼食を御馳走になるなど、日頃から業者と不適切な関係にあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約事務担当者が業者との適切な関係を保つための明示的な規範がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針」の制定。 	<ul style="list-style-type: none"> 行動指針により、契約事務の執行にあたっての心構えや行動など守らなければならない事が明確にされている。 	引き続き制度の徹底を図っていく。
【共通】 職員が公務の遂行に関して犯罪を犯し、逮捕・起訴された。	<ul style="list-style-type: none"> 職員のコンプライアンス意識が希薄だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用時研修で公務員倫理研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> すべての職員に定期的にコンプライアンス意識向上を図るための研修を実施（新規採用時、2年次、5年次、主査、係長、課長補佐、課長、部長職員に実施） 市としてのコンプライアンス推進体制を整備し、局区において主体的なコンプライアンスの取組を実施。 収賄等の不正について、コンプライアンス研修の一環として実施しているほか、官製談合防止研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員を対象として、繰り返しコンプライアンス意識の維持向上を図る研修を受講させる体制が構築されている。 全市をあげてコンプライアンスを推進する体制が構築されている。 契約事務に関する不正（官製談合・収賄等）の防止対策は必ずしも十分でない。 	契約事務に関する不正防止をはじめ、職員のコンプライアンスを徹底する方策を講じる。

再発防止に向けた対応

1 現行制度の運用において徹底・強化を図る。

- 修繕記録（写真）の必須書類化
履行確認における事後検証の対策として、修繕記録（写真）を検査書類の添付書類とし、契約書等と共に保存することにより、業務の履行履歴を明らかにできるようにする。
- 適正に契約事務を執行するための制度の徹底
適正に契約事務を執行するために、部長が事業の適正性を確認すること、職員が業務発注時の部長承認の意義を理解すること、業務執行時にチェックリストを活用することについて徹底するため、毎年度当初に庁内通知を行う。
- 再任用職員の活用による業務進捗管理とチェック体制の補完
修繕業務の進捗管理と組織的なチェック体制を補完させるため、豊富な業務経験を持った再任用職員の配置について充実を図る。
- さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針の徹底
企業等との禁止行為や企業等を執務室内に立ち入らせないことなどの執務環境の整備等を規定した「さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針」を徹底させるため、定期的に周知を行う。
- 施設修繕の監査対象を拡大
金額の制限を設けず、すべての施設修繕を対象として抽出し、工事監査を実施する。

2 職員のコンプライアンス意識や管理職のマネジメント力の更なる向上を図る。

- 官製談合防止マニュアルの整備
官製談合防止法の知識向上や具体的な対応策をまとめた官製談合防止マニュアルを作成し、庁内周知を図る。
- 官製談合防止に関する研修の拡充
官製談合防止を徹底するため、具体的な事例から対応策や法令知識等を学ぶことのできる、DVDを活用した研修についてを受講対象を広げて実施する。
- 業者対応自己点検シートによる面接実施
契約事務を所掌する所管における職員の業者対応に関するチェックシートを作成し、職員がセルフチェックを行うとともに、その結果に基づいて所属長等が面接を行う。
- コンプライアンスハンドブックの充実
コンプライアンスハンドブックに、官製談合防止に係る不祥事事例や具体的な法令知識等の内容を追加、その活用を図る。
- 管理職のマネジメント力の強化
管理職を対象として、所属職員に対する指導力や組織におけるコンプライアンス向上の取組等のマネジメントを強化する研修を実施する。

3 不正を起こさせない職場づくりに取り組む。

- 局区における主体的なコンプライアンスの取組強化
局区における主体的なコンプライアンスの取組に関して、庁内での情報共有を図り、それぞれの取組を強化する。
- コンプライアンス・リーダーの養成
各所属において、コンプライアンスを日常的に徹底する組織風土を根付かせるコンプライアンス・リーダーを養成する。

資料編

資料1 事件の概要

資料2 事件発覚後の経過

資料3 本事案における不正の事実

資料4 全庁内部点検（都市局所管の公園施設修繕を除く）の結果

資料5 都市局所管の公園施設修繕の内部調査の結果

資料6 第三者である有識者の意見聴取

参考1 関係職員の処分等

参考2 官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会設置要綱及び委員名簿

事件の概要

1 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下、「官製談合防止法」という。）違反及び虚偽有印公文書作成・同行使について

平成26年10月4日、本市元職員Aが、平成21年度に都市局南部都市・公園管理事務所管理課公園管理係主任として、市が発注する施設修繕工事に際し、官製談合防止法違反及び虚偽有印公文書作成・同行使の容疑で、埼玉県警察本部に逮捕された。同年10月22日、同罪名により、さいたま地方検察庁からさいたま地方裁判所に対し公訴提起された。

公訴事実の概要は、次のとおりである。元職員Aが、さいたま市都市局南部都市・公園管理事務所管理課公園管理係主任として、市が発注する荒川彩湖公園複合遊具修繕工事（以下「本件工事」という。）にかかる見積業者の選定、設計金額の積算及び見積り合わせの執行等の職務に従事していた。市が平成22年3月17日に実施した本件工事の見積り合わせによる随意契約の締結に関し、前記職務に従事する者として適正に見積り合わせの職務を行う義務があるのに、その職務に反し、B社代表取締役C氏に対し、元職員Aがその職務に基づき決定していた前記見積り合わせの秘密事項である本件工事の各見積業者名を教示するとともに、同社が提示した見積金額である950万円で契約可能であることを教示するなどした。これによって同社を同金額で本件工事の契約者に決定させたことにより、入札等の公正を害すべき行為を行ったものである。

また、同年4月21日頃、前記管理課において、実際には本件工事が施工されていないことから同工事にかかる支払いができないのに、同年3月31日に本件工事が完了してその確認を終え、工事費用を支出しなければならないように装い、B社名義の口座に99万5000円を支払う旨の虚偽の事実を記載した支出命令書を起案し、管理課長名義の虚偽の有印公文書である支出命令書1通を作成し、行使したものである。

2 収賄について

平成26年12月9日、元職員Aが、施設修繕に係る収賄の容疑で、さいたま地方検察庁からさいたま地方裁判所に対し追起訴された。

公訴事実の概要は、次のとおりである。元職員Aが、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、さいたま市都市局南部都市・公園管理事務所管理課公園管理係主任等として、同市の公園、緑地等の維持管理及び修繕に関し、見積業者の選定、設計金額の積算及び見積り合わせの執行等の事務に従事していた。平成23年5月1日頃、同市所在のX社事務所において、同社の代表取締役で、Y社及びZ社を実質的に経営していたD氏から、市が発注する公園の修繕工事等に関し、前記3社が受注できるように種々便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、元職員AがX社に発注して施工された元職員Aの自宅カーポート等の設置工事代金49万87

50円の支払債務の免除を受けて、同金額相当の財産上の利益の供与を受けた。このことにより、自己の前記職務に関して賄賂を収受したものである。

3 判決

平成27年2月26日、元職員Aに対し、官製談合防止法違反及び虚偽有印公文書作成・同行使、収賄の罪で、懲役2年6月 執行猶予4年 追徴金49万8750円の判決が下された。

事件発覚後の経過

〔 ●元職員Aの逮捕や裁判の関係について記載
・市の対応や議会の関係について記載 〕

平成26年

- 10月 4日 ●元職員Aが官製談合防止法違反及び虚偽有印公文書作成・同行使の容疑で逮捕。
●市役所等の家宅搜索。書類の押収。
・職員逮捕を受け、市役所にて記者会見。
- 10月 5日 ・市長コメントを市ウェブサイトに掲載。
- 10月 6日 ・緊急幹部職員コンプライアンス会議を開催。市長から訓示及び服務規律の確保についての依命通達。
・緊急幹部職員コンプライアンス会議を開催した旨、市ウェブサイトに掲載。
・財政局長名で「契約事務の適正な執行について」通知。
- 10月21日 ・平成21年度及び22年度に発注した都市局所管の公園施設修繕について、都市局内部調査班を編成し、履行確認の内部調査を開始。同日記者発表。
- 10月22日 ●さいたま地検が元職員Aを官製談合防止法違反と虚偽有印公文書作成・同行使の罪で起訴。
- 10月28日 ・平成21年度及び22年度に発注した施設修繕のうち、1件100万円以上の施設修繕（都市局所管の公園施設修繕を除く）について、全庁内部点検を開始。同日記者発表。
- 11月12日 ・市議会11月臨時会。事案について、適正な発注制度及び人員配置に関する調査特別委員会へ付託。市が発注した施設修繕業務における全庁調査について緊急質問。
- 11月18日 ●元職員Aが収賄の容疑で再逮捕。
・職員再逮捕を受け、市長コメントを市ウェブサイトに掲載。
- 11月19日 ・管理職等を対象に、契約事務コンプライアンス研修を開催。
- 12月 8日 ●元職員Aの官製談合防止法違反等事件の初公判。
- 12月 9日 ●元職員Aが収賄罪で追起訴。
- 12月17日 ・適正な発注制度及び人員配置に関する調査特別委員会において、全庁内部点検の結果及び都市局所管の公園施設修繕に関する内部調査の状況（途中経過）について報告。同日記者発表。
- 12月25日 ・元職員A並びに関係職員に対する懲戒処分を実施。

平成27年

- 1月21日 ●元職員Aの官製談合防止法違反等事件の第2回公判（結審）。

- 2月 2日 ・官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会設置。同日記者発表。
- 2月 3日 ・第1回官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会。
- 2月 4日 ・適正な発注制度及び人員配置に関する調査特別委員会に、「官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会の設置について」、「都市局所管の公園施設修繕に関する内部調査の結果について※1」、「入札参加停止措置について※2」報告。※1、※2 同日記者発表。
- 2月 17日 ・第2回官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会。
- 2月 26日 ●元職員Aの官製談合防止法違反等事件の判決。
- 2月 27日 ・第3回官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会。
- 3月 2日 ・第4回官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会。

本事案における不正の事実

1 公判で判明した事実

(1) 虚偽有印公文書作成、同行使及び官製談合

- ・元職員Aは、平成20年度に荒川彩湖公園複合遊具修繕業務の発注等を担当し、B社が受注した。
- ・元職員Aが修繕に際し河川法の許可が必要であることを知らず、必要な許可をとらなかつたため、現地で修繕の準備を行った段階で、河川管理者から指摘を受けて業務が停止し、年度内に修繕業務が完了しなかった。
- ・元職員Aは、修繕業務は変更できないものであり、また予算は執行し支払わなければいけないと思っていたため、施設修繕がされていないにもかかわらず平成20年度の修繕代金の支出手続きを行った。
- ・平成20年度の修繕業務が完了していないことから、元職員Aは平成21年度に河川法の許可を得るための手続きを試みようとしたが、結果として許可はとれないままであった。
- ・当時の南部都市・公園管理事務所管理課では、荒川彩湖公園の複合遊具の修繕を平成19年度から21年度に亘って1年度に1遊具、合計3遊具を整備することを計画していたことから、平成21年度にも荒川彩湖公園の複合遊具修繕の予算を計上していた。
- ・平成22年3月になり、このままでは平成21年度の荒川彩湖公園の複合遊具修繕の予算が残ってしまうことから、元職員Aは予算を執行することを考えた。
- ・この際、平成20年度に受注したB社以外が受注すると元職員A自身の事務の不手際によって平成20年度の修繕が完了していないことが発覚する恐れがあった。
- ・こうした事務の不手際を隠すため、元職員Aは平成21年度の荒川彩湖公園の複合遊具修繕の発注にあたって、B社に対し各見積業者を教示するとともに、同業者が提示した見積金額で契約可能であることを教示して、当該施設修繕の契約業者に決定させ、入札等の公正を害する行為を行った。
- ・また同様に事務の不手際を隠すため、平成21年度の施設修繕は実施されていないにもかかわらず、その修繕代金997万5000円を支払う旨の虚偽の事実を記載した支出命令書を起案し、出納室審査課に提出して行使した。

(2) 収賄

- ・元職員Aは、X社が現場管理も適切で気配りができる会社であったため、X社、及びX社の代表取締役であるD氏が実質的に経営していたY社及びZ社に対して多くの業務を発注していた。また元職員Aは、D氏から時々昼食を御馳走になるようなこともあった。
- ・元職員Aが南部管理課で公園の修繕業務を担当していた期間は、上記3社の受注額が大幅に増加している。

- ・元職員Aは、自宅の新築工事に合わせカーポート等の設置を計画し、新築工事の請負業者に設置費用を問い合わせたが、納得できる金額の回答が得られなかった。
- ・そこで元職員Aは、X社がカーポート等も扱っていることを知り、設置費用を問い合わせたところ半額程度の提示があったため、X社にカーポート等の設置工事を依頼し、設置工事が完了した。
- ・元職員Aは、設置工事の完了後に代金の請求がないため、平成23年5月1日頃、代金の支払いにX社を訪れたが、X社の代表取締役であるD氏は、X社、Y社及びZ社の3社が受注できるよう便宜を受けたこと及び今後も同様に取り計らいを受けたいとの意図のもとに代金の受け取りを拒んだ。
- ・元職員Aも受注できるよう便宜を受けたこと及び今後も同様に取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、カーポート等の設置工事代金である49万8750円の支払いの免除を受けた。

2 市の内部調査等で認定した事実

(1) 全庁内部点検

本事案を受けて、施設修繕業務が履行されていることの確認を行うため、全庁を対象（後述（2）の調査対象を除く）に、内部点検を実施した。

具体的には、10月下旬から12月上旬にかけて、文書が保存されている平成21年度及び22年度の市が発注した施設修繕のうち、1件100万円以上の施設修繕を対象とし、各局区における自己点検として、保存文書による写真等の客観的な資料に基づいて履行確認の点検を行い、写真等がない場合は現地確認を行った。

点検の結果は、資料4（P16）のとおりで、履行されないまま支払いがなされたことが明らかな事案は確認されなかった。

(2) 都市局内部調査

都市局においては10月17日に「南部都市・公園管理事務所管理課発注の修繕業務に関する調査班」を設置し、修繕業務の履行確認調査を実施した。

具体的には、南部及び北部の都市・公園管理事務所管理課が発注した平成21年度及び22年度の修繕業務全件254件について、都市計画部次長を班長とする都市局課長職以上の職員11名で、写真等の客観的な資料に基づいて履行の確認を行い、南部都市・公園管理事務所管理課発注分については、全件現地確認も行った。

調査の結果は、資料5（P18）のとおりで、履行されないまま支払がなされたことが判明したものは、平成21年度の荒川彩湖公園における複合遊具修繕の1件のみであった。

(3) 不適正な事務処理等

元職員Aが逮捕・起訴された事件に関して、関連する資料等を確認し、次のような不適正

な事務処理等が行われていたことを事実として把握した。

また同様に、平成20年度において発注された荒川彩湖公園の大型複合遊具の施設修繕は、修繕が完了していないにもかかわらず、請負業者(平成21年度と同一)の業者に対し修繕代金987万円を支払っていた。

(虚偽有印公文書作成・同行使)

- ・完了検査を実施していないのに、完了報告書に課長の完了確認印が押印されていた。これにより、出納室における審査事務でも問題なく、通常通りの支払処理がなされた。
- ・執行伺の起案文書など、作成すべき書類が作成されていなかった。
- ・履行完了の見込みのない年度末発注がされていた。

(官製談合違反)

- ・入札・見積結果表がないなど、入札執行の方法が不明であった。
- ・上司が担当者1人に業務を担当させて適正に執行管理を行っていなかった。

(収賄)

- ・特定の業者に偏った業者選定が行われていた。

南部管理課における当該業者グループ3社(X社、Y社、Z社)の受注件数割合が、平成21年度21%、22年度19%、23年度21%、24年度6%で、元職員Aが在籍中は概ね2割と偏っていたことが分かる。

- ・元職員Aは、業務上で関わりのあるX社に私的な業務(本人宅のカーポート等の施工)を依頼した。
- ・元職員Aは、X社から時々昼食を御馳走になるなど、日頃から業者と不適切な関係にあった。

(共通)

- ・元職員Aが公務の執行に関して犯罪を犯し逮捕・起訴されたことは、元職員Aのコンプライアンス意識が希薄だった。

(4) 元職員A及び当時の上司への事実確認の状況

元職員Aに事実確認を行い、公判で明らかにされた内容について本人は認めている。

また、修繕業務の支払書類には上司である係長及び課長の押印がなされているが、当時、上司らが状況をどのように把握していたのかは、事実確認を行ったが明確にならなかった。

結果として、施設修繕が完了していないにも関わらず不適正な事務処理がなされて、業者に修繕料が支払われた事実があり、当時の上司2名が管理監督職として本来行うべき業務の執行管理が十分ではなかったと言えるものである。なお、当該上司2名は、それぞれ平成26年3月に市を退職している。

全庁内部点検（都市局所管の公園施設修繕を除く）の結果

1 点検の対象

都市局所管の公園施設修繕を除き、平成21年度及び22年度に発注した施設修繕のうち、1件100万円以上の施設修繕を対象とした。

2 点検の方法

- ・各局区において、自己点検により実施した。
- ・保存文書に基づき、写真等の客観的な資料に基づいて履行の確認を行った。
- ・保存文書では確認できない場合は、現地確認を行い履行の確認を行った。
- ・現地確認を行っても、履行の確認が困難な場合は、理由を明確にした。

3 点検の結果

①点検件数

年度	点検件数（支出額）	参考 施設修繕支出総件数（支出額） 概算
21	496件（31億129万2,488円）	約8,000件（約65億5,000万円）
22	576件（36億462万3,005円）	約8,400件（約66億5,700万円）
計	1,072件（67億591万5,493円）	約16,400件（約132億700万円）

※履行されないまま支払いがなされたことが明らかな事案は、確認されなかった。

②点検結果の内訳

履行確認結果	平成21年度	平成22年度	計
写真等の客観的な資料に基づいて履行を確認したもの	334件	463件	797件 (74.3%)
現地確認し履行を確認したもの	138件	90件	228件 (21.3%)
現在では履行を確認できないもの	24件	23件	47件 (4.4%)
再度修繕が行われている ※1	3件	1件	4件
対象物が撤去されている ※2	7件	6件	13件
経年変化で判別できない ※3	2件	5件	7件
地中などで目視できない ※4	12件	11件	23件
合計	496件	576件	1,072件

参考

※1 再度修繕が行われている例

- ・「プールろ過機修繕」フィルターの交換を行ったが、翌年度以降に再度交換したため、当時の履行については確認できない。

※2 対象物が撤去されている例

- ・「自動ドア修繕」施設の自動ドアを修繕したが、その後の改修工事に伴い、当該ドアを撤去したため、確認できない。

※3 経年変化で判別できない例

- ・「校庭修繕」校庭の整地を行ったが、経年変化で判別できないため、確認できない。

※4 地中などで目視できない例

- ・「埋設污水管修繕」污水管の修繕を行ったが、埋設されているため、目視により確認できない。

都市局所管の公園施設修繕の内部調査の結果

1 調査の対象

平成 21 年度・平成 22 年度における北部及び南部都市・公園管理事務所管理課発注の修繕業務

	平成 21 年度	平成 22 年度	計
北部都市・公園管理事務所管理課	61 件	59 件	120 件
南部都市・公園管理事務所管理課	70 件	64 件	134 件
計	131 件	123 件	254 件

2 調査の方法

平成 26 年 10 月 17 日に設置した「南部都市・公園管理事務所管理課発注の修繕業務に関する調査班」による書類及び現地確認による調査

○委員の構成 都市局課長職以上の職員 11 名（都市・公園管理事務所を除く）

班長：都市計画部次長 副班長：まちづくり推進部次長

3 調査の結果

①北部都市・公園管理事務所管理課分

履行確認結果	平成 21 年度	平成 22 年度	計
調査件数	61 件	59 件	120 件
写真等の客観的な資料に基づいて確認したもの	61 件	59 件	120 件
計	61 件	59 件	120 件

②南部都市・公園管理事務所管理課分 現地確認は全件において実施している

履行確認結果	平成 21 年度	平成 22 年度	計
調査件数	70 件	64 件	134 件
現地確認及び写真等の客観的な資料に基づいて確認したもの	48 件	36 件	84 件
現地確認し履行を確認したもの	9 件	16 件	25 件
正式な手続きなしに内容変更が行われていたが、現地確認し同程度の履行を確認したもの	4 件	2 件	6 件
現在では履行を確認できないもの※1（部分的に確認できたものも含む）	8 件	10 件	18 件
修繕されずに支払いをおこなったもの	1 件	0 件	1 件
計	70 件	64 件	134 件

※1 現在では履行を確認できないものの例

①再度修繕が行われている 2件

「プール塗裝修繕」プールの部分塗装を行ったが、翌年度以降に全面塗装したため、当時の履行については確認できない。

②対象物が撤去されている 1件

「プールサウナ修繕」サウナ室の電熱器の修繕を行ったが、耐震改修工事により撤去したため、当時の履行については確認できない。

③撤去及び再度修繕が行われている 7件

「遊具の修繕」遊具の塗装等の修繕を行ったが、その後に撤去や再度修繕が行われたため履行確認ができない。

④経年変化で判別できない 4件

「消耗部品交換修繕」遊具等の消耗部品の交換修繕を行ったが、経年変化で判別できないため、確認できない。

⑤地中などで目視できない 4件

「スケートリンク修繕」アイスマット及び断熱材の修繕を行ったが、氷面下にあるため、目視により確認できない。

第三者である有識者からの意見聴取

1 意見聴取について

当委員会では、設置要綱第5条第3号の「委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員及び第三者である有識者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる」との規定に基づき、第三者である有識者に出席を求めて意見を聴いた。

具体的には、第三者である有識者として、埼玉大学経済学部の齋藤友之教授に出席を求め、当委員会における協議に対する評価や意見を徴した。ちなみに齋藤教授は、平成24年度に「さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会」の会長として、検証や再発防止策の提言の取りまとめに御尽力をいただいた経緯があり、今回の不正事件についても、客観的な意見を徴する第三者の有識者として適切と判断した。

2 第三者である有識者の意見概要

《総合的な評価》

本委員会における協議の内容及び対応策について、私は、市民から信頼を得られるものになっているかどうかという視点で評価を行った。特に、今後の再発防止という点から、対応策についてみれば、概ね妥当と位置づけることができるだろう。

信頼が成立するには、「能力」と「動機づけ」という2つの要因が必要である。「能力」とは、その仕事を任せた時にその仕事をこなせるだけの知識や技術を持っているかということ、「動機づけ」とは、一つはまじめ、公正、他者への思いやりといった誠実さということで、まさに日常生活で相手が信頼できるかは、その相手の誠実さにかかっている。「動機づけ」のもう一つの要素は、監視と制裁ということによって、頼まれた人は悪いことはしないだろうという期待を持てるかどうかということである。したがって、「能力に対する認知」と「動機づけ（誠実さや期待）に対する認知」が総合的に勘案されて、信頼できるかどうかが決まることになる。

この信頼の構造に基づいて、本委員会における「原因の究明」と「現行制度の検証」を踏まえた「再発防止に向けた対応」を評価した。

まず、「能力」については、「2 職員のコンプライアンス意識や管理職のマネジメント力の更なる向上を図る」に記載された項目（「業者対応自己点検シートによる面接実施」を除く）は、業務の遂行と公務員としての能力向上という対応がされるものである。

また、「動機づけ」については、もとより公務員は、不正等の問題が生じた際には大きな制裁を受ける可能性が高いので、監視という点に着目すると、「1 現行制度の運用において徹底・強化を図る」に記載された項目と「2 職員のコンプライアンス意識や管理職のマネジメント力の更なる向上を図る」の「業者対応自己点検シートによる面接実施」は、監視に相当する対応がされるものである。

したがって、総合的に見て、市民からの信頼が得られるものとなっていると判断できる。

《個々の対応策への個別意見》

「修繕記録（写真）の必須書類化」について、文書の保存年限とは別に、事業名や書類が整備され適正だったという“情報”を残しておくことが、行政の説明責任という観点から検討されてよいのではないかと考える。

「再任用職員の活用による業務進捗管理とチェック体制の補完」について、この効果を発現させるためには、この再任用職員が最新の制度を熟知していることと、現場の職員との間で業務フローが共有化されていることが重要である。このため、再任用職員に対するこれらの研修等を十分に行うことが必要と考える。

《提案》

「再発防止に向けた対応」において、「1 現行制度の運用において徹底・強化を図る」は制度によって規律を保つこと、「2 職員のコンプライアンス意識や管理職のマネジメント力の更なる向上を図る」は人に対する研修等で規律を保つということだが、これに3つめの柱として、「施設修繕業務等における制度等の検証」の資料の中に現行制度としてある「局区において主体的なコンプライアンスの取組を実施」ということを記載してはどうか。その理由は、組織全体として不適正な事案は起こさせないという対策、組織づくりという観点から、この既存の取組を強調するものである。環境誘因論という考え方もあり、“いい加減なことは許さない”とか、“決まっていることはきちんと行うという習慣づけ”、“職員が相互に仕事をフォローする思いやり”など、組織全体で組織の環境を良くしていくことが重要である。制度と人をつなぐのは結局のところ組織なのである。

もう一点は、行政効率の点である。さいたま市の契約手続きは、政令市の中でもかなり厳格であると思うが、不正防止対策は当然でも、一方で行政効率が下がってしまう可能性もある。行政効率の低下を防ぐようなシステムの統合等の工夫を常に行いながら、働きやすく不正が起こらない職場づくりに心がけることも付言しておきたい。

関係職員の処分等

1 関係職員の処分

関係職員について、地方公務員法の規定に基づき、次のとおり懲戒処分等を行った。

(1) 本人（元職員A）の処分

ア 処分の内容

免職

イ 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・職務上の義務違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

(2) 管理監督者の処分

ア 被処分者及び処分の内容

（当時）都市局南部・都市公園管理事務所長 戒告

（当時）都市局 次長 訓告

（当時）都市局 副参事 訓告

イ 理由

所属職員に対する指導、監督の責務を十分に果たさなかった職員に対し、その責任の度合いに応じて処分を行った。

2 入札参加停止措置

さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき、不正又は不誠実行為があったと認め、関係業者に対し入札参加停止措置を行った。

3 返還請求の状況

B社に対する業務未履行に伴う返還請求については、平成26年11月5日に通知し債権の回収に着手した。現在、債権の一部について回収したところであり、今後も回収に努めていく。

官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成26年にさいたま市職員が官製談合防止法違反等不正事件(平成26年にさいたま市職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第8条の違反の罪等で起訴をされた一連の事件をいう。以下同じ。)に関し起訴をされたことについて、原因の究明及び現行制度の検証並びに再発防止策の検討を行うため、官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 官製談合防止法違反等不正事件の原因の究明及び施設修繕等の事務処理に係る制度の検証
- (2) 官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止策の検討

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務局に関する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務局長がその職務を代理する。
- 4 委員は、技監、都市戦略本部長、政策局長、総務局長、財政局長、都市局長、建設局長、副教育長、危機管理監及び行政管理監をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第2号の規定による検討の結果を市長に報告するまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の座長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員及び第三者である有識者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止検討委員会 委員名簿

委員会職	職 名	氏 名
委員長	副市長	遠藤 秀一
委員	技監	古澤 達也
委員	都市戦略本部長	大熊 克則
委員	政策局長	榎本 肇
委員	総務局長	山崎 秀雄
委員	財政局長	阿部 順平
委員	都市局長	関 成樹
委員	建設局長	松本 行夫
委員	副教育長	上亟 啓介
委員	危機管理監	藤原 陽一郎
委員	行政管理監	内藤 和夫

※事務局 総務局総務部コンプライアンス推進課

